

日本てんかん学会倫理委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、会員の諸活動が高い倫理観の下に行われることを目的とする。

2. 日本てんかん学会倫理委員会（以下「委員会」という。）は、日本てんかん学会会員（以下「会員」という。）が診療、研究等を行うにあたって必要とされる倫理的問題について、これを審議した上で委員会としての見解を示し、てんかん学の健全な発展に貢献することを目的とする。

(委員会の審議事項)

第 2 条 委員会は、第 1 条の目的を達成するため、本学会の理事長から諮問のあった次の事項について審議する。

- 1) 会員から診療、研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項
- 2) 会員の診療、研究について倫理的疑義が提起された事項
- 3) 理事長からの諮問に基づく倫理および利益相反違反に関する裁定案の答申
- 4) この規程の改廃に関する審議
- 5) その他、委員会が必要と認めた事項

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、会員若干名及び日本てんかん学会が委嘱した会員以外の者（法律や生命倫理の専門家など）をもって構成する。委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

2. 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
3. 委員会に委員長を置く。委員長は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にすることができる。

(委員会の運営)

第 4 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。
3. 委員会は、委員の 3 分の 2 の出席をもって成立するものとするが、かつ会員以外の委員が少なくとも 1 名出席しなければ開催できないものとする。

4. 委員会は、出席委員の 5 分の 4 以上の賛成により決定する。
5. 審議経過及び内容は記録として保存する。
6. 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選により指名された者が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。
7. 迅速な審議を要する案件は、書面による持ち回り審議を可能とする。

(審議手続)

第 5 条 委員会での審議を希望する者は、倫理審議申請書を、理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、申請事項を委員会に諮問し、委員会は第 2 条に基づき審議する。
3. 委員長は、理事長から審議を附託された日から起算して、90 日以内に審議の結果を理事長に報告しなければならない。
4. 理事長は、答申を受けた内容を理事会の議を経て、申請者に通知する。
5. 第 2 条第 3 号に定める諮問については、委員長は、理事長への報告に際し、その倫理・利益相反違反をした者に対してとるべき処分としての厳重注意、一定期間の学会参加への停止、理事、評議員或いは会員資格の取消し、その他の裁定案を答申するものとする。

(裁定)

第 6 条 裁定は、本学会理事会において出席理事の 2 分の 1 以上の議決によって承認を得た後、理事長がこれを行う。

(改廃手続)

第 7 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、本学会理事会において出席理事の 2 分の 1 以上の議決によって承認を得た後、理事長がこれを行う。

(附則)

この規程は、平成 24 年 10 月 13 日から施行する。